

令和4年第1回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年1月5日（水）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義
推17	永田 眞一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推18 後藤 雄一

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	松倉 司	参事	安田志津子
主任	大原 三和						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第2号 農地の形状変更届について
第3号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。定刻でございますので、ただいまから、開会いたします。

本日は農業委員19名のうち、16番、高島委員が遅れておられます。推進委員19名のうち、推進委員18番、後藤推進委員が欠席。したがって、農業委員19名のうち、現時点18名の御出席、農地利用最適化推進委員19名のうち、18名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

皆さん、今年の正月はどうでしたでしょうか。天気も良くて温かくて、コロナも大分落ち着いた中で迎えられたのではないかと思います。昨年と比べ、身近な人と会えた正月じゃなかったかなというふうに思います。

とはいいながら、またコロナの新規感染者が増えてきております。全国でなんか1,200人を超えたということでありましたけど、先ほどのニュースでは沖縄は600人だということで、また今年もコロナ対策をしながら、そういうことをしながらかなあというふうにも思っています。

そういう中で、本日は新年早々第1回目の総会ということで、委員の皆様には、年初めのお忙しい中に御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

私たち農業委員会も昨年の8月にこういう新しい体制になりました。半年が過ぎたところであります。委員の皆様もこの農業委員会の業務の内容については、大分なれてこられたところかなあというふうにも思います。

先日、農業委員会だよりというのが配られたというふうに思いますけれども、その中にありました地域農業の振興、農地法と農地行政の農業の担い手の支援等、それから、この農業委員会の担ってきた役割がございます。この役割を推進していくためには、こういう総会とかを行う中で、いろんな意見を皆さん方が、いろいろな御意見をいただきながら、この1年間をまた取り組んでいかなければならないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。簡単ですけども挨拶

とさせていただきます。また今年1年間よろしく申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） では、早速議事のほうに入らせていただきます。

本日は第1号議案から第4号までの75件の議案の審議、第1号から第3号までの22件の報告があります。皆様方から慎重なる御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名委員は、委員番号15番の境浩之委員と16番の高島委員がまだ御到着じゃないので、17番の中山一久委員をお願いいたします。

それから、なお、発言の際は、委員番号または推進委員番号と氏名を述べた上で発言されますようお願い申し上げます。

また、採決の際は、議決権のある農業委員のみ挙手をしていただきますよう併せてお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、前回の総会において継続審議によって保留の案件になっていた案件がございます。令和3年議第47号1番について、それにつきまして、今、議案書の22ページ、最後のほうに報告事項として報告されております。その申請の取下げが提出をされておりましたので、事務局よりそれについてまずは報告をさせていただきたいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。昨年12月6日、令和3年第13回総会におきまして、農地法第3条許可申請で採決保留となり、継続審議としておりましたその当時の議第47号1番、大浜町の田2,097㎡の所有権移転申請につきまして、その後の対応について御報告いたします。

前回、総会の後日となります令和3年12月21日午後2時から、玉名市役所会議室において、申請人のほうから譲受人、農業委員会から玉名町、水本推進委員、築山、村上委員、滑石、岡田委員、梅田推進委員、大浜町、坂本委員、田中推進委員、事務局から局長の私、小山、宮本次長、松倉係長の出席のもと、まずもって申請人に総会審議の結果、3条許可申請について採決保留の結果となり、継続審議となった経緯を伝えた上で、今後の対応を協議しました結果、申請人側からは、現況が農地の様を呈していないことから、許可されないことは理解しながらも、農地の所有権移転許可を得たい意向には変わりはないことから、問題となっている農地の現状、砂利を排除し、農地とみなされる状態に整備した上で、再度許可申請を行いたい、それをを行うためには年末でもあり、日程的に問題がある。採決保留で継続審議のまま、このままの状態です。次回総会、次回総会というのが本日の令和4年の第

1回総会になりますが、次回総会までに整備することは無理があるので、一旦申請を今回取り下げた上で、再度整備した上で申請をしたいという意向であることから、一旦取下げという結果になりました。

これが本日、先ほど会長から説明がありましたように、本日、議案22ページ、報告第3号で取下げということで報告されることになりました。

以上、本日の継続審議となっておりました保留案件についての報告と、以上のとおり報告とさせていただきます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。継続審議の案件については、以上の報告のとおりですので、これで終わりたいと思います。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議事に入ります。

はじめに、議第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は12件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 議案1ページをお願いいたします。

議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地の申請人で、築地の樹園地2,061㎡外5筆、計5,098㎡を親へ贈与するものです。

2番、中及び広島市安芸区と築地の申請人で、伊倉北方の田1,507㎡外4筆、計5,004㎡を親戚へ贈与するものです。報告第1号11番と関連しております。

2ページをお願いいたします。

3番、岱明町と山田の申請人で、岱明町開田の田1,358㎡外11筆、計10,410㎡を農業者年金再設定のため使用貸借権を設定するものです。

4番、滑石の申請人で、滑石の田763㎡外1筆、計1,757㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。報告第1号12番と関連しております。

5番、山田と大浜町の申請人で、大浜町の田2,327㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。議第1号6番と関連しております。

6番、熊本市西区と大浜町の申請人で、大浜町の田982㎡を姉へ贈与するものです。議第1号5番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

7番、岱明町と大浜町の申請人で、大浜町の田1,268㎡外1筆、計2,276㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

8番、千葉県流山市と大浜町の申請人で、大浜町の田2,731㎡外2筆、計3,429㎡を親戚へ贈与するものです。

9番、熊本市中央区と両迫間の申請人で、両迫間の畑992㎡外1筆、計1,859㎡を甥へ贈与するものです。

10番、岱明町の申請人で、岱明町上の畑159㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

11番、岱明町及び荒尾市並びに京都市左京区と岱明町の申請人で、岱明町中土の田1,318㎡外1筆、計1,819㎡を労力不足と相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。

12番、山鹿市と横島町の申請人で、河崎の田246㎡外2筆、計1,693㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第1号18番と関連しております。

以上、12件、合計36,813㎡につきまして、農地法第3条第1項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る12月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から12番まで、順に担当委員の説明をお願いいたします。

また、連続して説明される場合は、続けてお願いいたします。

それでは、1番からお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番の村上です。1番の案件について説明します。

申請人は樹園地、田、畑、面積計5,098㎡、子から親への贈与。10年前に親から子へ贈与されたが、子が就農しなかった。

以上、結果は問題ないと思います。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、2番の案件について説明します。

田、畑、計5,004㎡、親戚からの要望による贈与。継続で所有者農地を新規就農する親戚へ贈与する予定です。

結果は問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

3番の案件について説明します。

田、畑、10,410㎡。農業者年金受給のため親子間の使用賃貸を再設定する予定です。結果問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。4番の案件について説明します。

田1,757㎡、貸人は会社員で労力不足のため、農業者で経営拡張する借人が賃借します。問題ないと思いますので御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番、6番は同じ委員さんですので続けてをお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員番号3番、田中です。5番、6番の申請について説明します。

申請農地は農業廃止の譲渡人から経営拡張、譲受人へ売買希望の農地です。譲渡人の農業廃止により農業者の譲受人へ売買するものです。もともと隣接する農地で、これまで小作していた農地です。譲受人の下限面積要件も満たしており、許可相当と認めます。

6番の申請農地は譲渡人である熊本市在住の弟から譲受人の姉へ贈与希望の農地です。この農地も隣接農地で、作付けしていた農地であります。譲受人の下限面積要件も満たすため許可相当と認めます。

以上2件、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、7番、8番は同じ委員さんですので続けてよろしく申し上げます。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。7番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足のため、農業者で経営拡張する譲受人に売買するものです。規模拡大による労力不足は妻が専従者になるということで、下限面積も満たしており何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、8番の案件について御説明します。

譲渡人は父の死亡により相続したものの、県外在住で耕作不能のため経営拡張する親戚へ贈与するものです。譲受人は3筆ある中の2筆を10年以上も管理しており、下限面積も満たしており何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。9番の案件を説明いたします。

譲渡人は熊本市内で、高齢者で、おぼと甥の間柄で、現在の管理を甥がしていますので、甥への贈与です。下限面積も満たしておりますので何ら問題ないと思いますので、許可相当と思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次に10番をお願いします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。10番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足のため、譲受人は農業者で経営拡張のための売買譲渡となります。農地は譲受人の畑に挟まれたところにあり、下限面積も満たしているため許可相当と考えております。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次に11番、お願いします。

○12番（西本賢二郎君） 委員番号12番、西本です。

使用貸人の方は労力不足で、使用借人は相手方の要望で、借人のほうは下限面積も満たしておりますので、許可相当と思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、12番をお願いします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番の境です。12番の案件について説明いたします。

申請農地は相続で所有した譲渡人は農業者ではなく、労力不足のため兼業農家で経営拡張する譲受人に売買譲渡するもので、譲受人の下限面積要件も満たすため問題ないと思いますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

3条申請12件につきまして、今、担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいというふうに思います。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第1号については許可することに決定いたしました。

次に、議第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
申請の件数は1件です。

では、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第2号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年1月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町山下の畑10㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上、1件、計10㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る令和3年12月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番の担当者の説明をよろしくをお願いします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。1番の案件について説明いたします。

ここは申請者の住宅に沿った畑地です。目的は住宅拡張です。理由としては、次の第5条の4番の娘夫婦の個人住宅への進入路も含めまして申請されるものです。問題ないものと思います。審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。ただいま4条について担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（はいの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第2号農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第2号については許可をすることに決定いたしました。

続きまして、議第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は7件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第3号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が中の田590㎡で、転用目的は、貸駐車場21台です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町野口の畑118㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岱明町山下の畑424㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町山下の畑125㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が岱明町高道の畑371㎡で、転用目的は農業用車両置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が岱明町浜田の畑87㎡外1筆、計528㎡で、転用目的は、個人住宅及び通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が天水町野部田の畑66㎡で、転用目的は、宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上7件、合計2,222㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る令和3年12月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から7番まで、順に担当委員の説明をお願いいたします。また、続けて説明される場合は続けて説明のほうをお願いします。

では、1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたし

ます。

場所はヤマダ電機の南側、事業目的は貸駐車場21台分です。土地の選定理由は、申請地は東にマンション、JR玉名駅、北側は家電量販店があり、その住居者や利用者、従業員の駐車場を検討している。事業面積は、田590㎡、宅地2筆を合わせて907.18㎡、東側には水路があり、土波を設置するそうです。申請地は高さが南側道路とあまり変わらないため、整地し、バラスを敷くそうです。給排水計画は駐車場のために不用です。雨水は南側側溝へ放流、被害防除計画は、盛土工事の際は土砂の流出がないよう十分配慮する。申請地の周辺は住宅地で、農地への被害はないと思います。

現地調査の結果、許可相当と判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。2番の案件について説明します。

申請地は、県道玉名長洲線の専大玉名高校から1km以内ですかね、整備工場もありまして、その西側の住宅地に囲まれた休耕地です。申請人は玉名市内の借家住まいです。場所は環境も優れ利便性もよく、ここに個人住宅の建設を計画しているものです。

申請地は県道から入り、東側と北側は道路に面しています。事業面積は589.86㎡ありますが、法面接続で有効面積は509.786㎡です。自宅等は103㎡を建設するものです。給排水計画については、給水は玉名市の水道を引き込み、生活排水についても公共下水道に接続します。雨水については建物の北西に雨水浸透枡を設置します。万が一被害が発生した場合は、住宅建設者の責任を持って対処するということでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、3番と4番は同じ委員さんですので、続けて申し上げます。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。3番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は岱明公民館より東へ300mほど行ったところです。妻と子ども2人の4人の家族で、小学校、中学校も近くにあり、この申請地を選定されました。使用貸人と借人は親子関係です。建物は軽量鉄骨の瓦葺き平屋です。

ここは四方とも平地で、東側、西側は住宅で、北側と南側は農地です。進入路については、境ブロックの計画をお願いしました。給水と生活雑排水は、進入路を通じて南側にある市道の上水道、下水道にそれぞれ接続されます。雨水は雨水管を通じて道路側溝に流されます。

現地調査しました結果、問題ないものと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

引き続きまして、4番の案件について説明いたします。

先ほど4条のほうで審議あった案件と関係しています。目的は個人住宅です。場所は3番の案件の場所の同じ道越しにある実家の前です。両親の住んでいる実家の前の畑を娘夫婦が譲り受け、木造平屋を建設する計画です。東側、西側は住宅があり、北側は実家です。南側は80cmほど低い畑がありますが、L型擁壁がしてあります。給水や生活雑排水については、譲渡人の進入路を通じて北側の水路の公共上下水道に接続されます。雨水については敷地浸透枡を設置し、北側の側溝に流されます。

現地調査の結果、問題ないものと思ひました。審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番と6番についても同じ委員さんですので、続けて説明をお願いします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。5番の案件について説明いたします。

目的は農業用車両置場です。場所はJA岱明総合支所より北に600mぐらいの集落の中にある農地です。申請者の北側隣接するところに申請者の倉庫があり、便利がいい場所です。転用面積は371㎡です。北側を進入路、西側は市道、南側が住宅があり、境界ブロックがあります。西側にもブロック2段あります。進入道路と同一の高さのため盛土は必要なしとのことでした。給水は倉庫のため必要ありません。排水は自然浸透と西側の側溝に流す予定です。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、6番の案件について説明します。

目的は個人住宅及び通路です。申請地は岱明中学校より南へ300m行った住宅地の中にある農地です。平地で建設するところを整地をするだけだそうです。南側、西側、住宅で、東側は今、新築で住宅を建築中です。北側は畑になっていてブロッ

クをするようにお願いしました。転用面積は528㎡です。給排水については、東側の市道に上下水道を接続します。雨水については自然浸透と地下浸透面を設け、敷地内で処理をするそうです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。7番の案件について御説明いたします。

申請地は天水町野部田、法光寺の北側200mぐらいのところですが、譲渡人と譲受人は親戚同士であります。申請人は農家住宅を所有しているが、その敷地が多少手狭となったため、これを拡張することを企画したところ、申請地が上記敷地に隣接していること、必要と考える広さを備えていることから、申請地が適当であることを考え申請地を選定することに至りました。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

5条申請7件につきまして、担当委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移ります。

議第3号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第3号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は55件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。8ページをお願いいたします。

議第4号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年

1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから10ページまでの総括表、11ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が2件、6,046㎡、利用権設定が40件、123,948㎡、合計42件、129,994㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見なければ採決のほうに移ります。

議第4号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第4号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

次に、報告に移ります。

報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。報告第2号農地の形状変更届について、報告第3号許可申請の取下げについて、3件ですけれども、報告第3号につきましては、先ほど報告しましたので割愛させていただきます。

事務局より、第1号及び第2号の報告をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。

農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、16ページから20ページまでの19件、合計75,053㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、21ページをお願いします。

報告第2号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件、2,135㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、本日予定の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） それでは、その他のほうに移りたいと思いますが、皆さんから何かございますでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） それでは、これをもちまして令和4年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる審議まことにありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時55分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年1月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 境 浩之

農 業 委 員 中山 一久